

## ～北上市令和6年度補助金のお知らせ～ 北上市重点振興作物強化事業

申込締切  
令和6年5月31日

### 《重点振興作物の栽培に取り組む方向け》

重点振興作物…アスパラガス、ニンニク、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、トマト（ミニトマトを含む）、きゅうり



対象者…次のいずれかに該当する方（対象面積300m<sup>2</sup>以上、せりは100m<sup>2</sup>以上）

- ①重点振興作物の新規栽培に取り組む方
- ②重点振興作物の面積の拡大に取り組む方
- ③重点振興作物を既に栽培し、機械又は設備を導入して経営維持に取り組む方

補助金額、補助対象となる経費

| 補助対象者     | 補助対象経費 | 種別   | 補助金額                                 |
|-----------|--------|--|--------------------------------------|
| ①、②の生産者   | 栽培用資材費 | 種苗、支柱、鉢、ネット、ロープ、マルチ                        | 補助対象経費の合計額の4分の1以内の額                  |
|           | 土壤用費   | 肥料、土壤改良資材、堆肥、農薬、土壤精密検査費                    |                                      |
| ①、②、③の生産者 | 機械導入費  | 畝立て・マルチ用機械、育苗用機械、植付用機械、防除用機械、収穫用機械、出荷調製用機械 | 補助対象経費の合計額の4分の1以内の額とし、その上限額は20万円とする。 |
|           | 設備導入費  | かん水装置、制御装置、ハウス部材（高温対策資材を含む）                |                                      |

※申請年度の栽培に充てるために購入したものを補助対象とし、予算の範囲内で補助金を交付する。種別内容は同じ機能を有すると市長が認めたものも含む。1,000円未満の端数は、切り捨てる。

こちらの事業はJAいわて花巻北上地域農業グループ経由での申請となります。

## 北上市園芸産地拡大支援事業

申込締切  
令和6年5月31日

### 《園芸作物の新規栽培・面積拡大に取り組む方向け》

対象者…次のいずれかに該当する方（対象面積100m<sup>2</sup>以上）

- ①野菜、花き及び果樹の新規栽培に取り組む方
- ②野菜、花き及び果樹の面積の拡大に取り組む方

補助金額、補助対象となる経費

| 補助対象経費 | 種別   | 補助金額   |
|--------|--|--|
| 栽培用資材費 | 種苗、支柱、鉢、ネット、ロープ、マルチ                        | 補助対象経費の合計額の4分の1以内の額とし、1人又は1団体につき20万円を上限額とする。ただし、補助対象経費が10万円以上の事業に限る。 |
| 土壤用費   | 肥料、土壤改良資材、堆肥、農薬、土壤精密検査費                    |  |
| 機械導入費  | 畝立て・マルチ用機械、育苗用機械、植付用機械、防除用機械、収穫用機械、出荷調製用機械 |  |
| 設備導入費  | かん水装置、制御装置、ハウス部材（高温対策資材を含む）                |  |



※申請年度の栽培に充てるために購入したものを補助対象とし、予算の範囲内で補助金を交付する。種別内容は同じ機能を有すると市長が認めたものも含む。1,000円未満の端数は、切り捨てる。

こちらの事業は農業振興課又はJAいわて花巻北上地域農業グループ経由での申請となります。

【お問い合わせ先】

北上市農林部農業振興課園芸畜産係 72-8238

J A いわて花巻北上地域農業グループ園芸課 71-1333



<北上市HP>